

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を行っている。 高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ① 申請書や届出に関する確認 ② 保険料賦課の算定に必要な要件の情報確認
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 山口県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 収納管理システム 4. 滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関係情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表の85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	後期高齢者医療保険に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健子ども部保険年金課、総務部収納課
②所属長の役職名	保険年金課長、収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 保健子ども部 保険年金課 電話番号 0835-25-2312 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 収納課 電話番号 0835-25-2166
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が		＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	[1万人以上10万人未満]	
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	[500人未満]	
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、e-ラーニングによる教育研修を実施している。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施していることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 島田 文也 収納課長 徳重 康成	保険年金課長 吉富 博之 収納課長 徳重 康成	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成29年10月26日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 ②法令上の根拠	①実施の有無 [実施する] ②法令上の根拠 1、番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):83の項 (別表第二における情報照会の根拠): 82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号):第43条	①実施の有無 [実施しない] ②法令上の根拠 後期高齢者医療保険に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。	事後	
平成29年10月26日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 吉富 博之 収納課長 徳重 康成	保険年金課長 吉富 博之 収納課長 藤井 一郎	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
令和1年6月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	生活環境部保険年金課 生活環境部収納課	生活環境部保険年金課 総務部収納課	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 吉富 博之 収納課長 藤井 一郎	保険年金課長 収納課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総務部市政なんでも相談課 電話番号0835-25-2209	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部市政相談課 電話番号0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部保険年金課 電話番号0835-25-2312 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部収納課 電話番号0835-25-2166	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部保険年金課 電話番号0835-25-2312 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総務部収納課 電話番号0835-25-2166	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月20日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月20日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	IVリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和2年1月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再 実施によるもの
令和2年1月28日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再 実施によるもの
令和3年3月4日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	IV リスク対策 8 監査	自己点検	自己点検・内部監査	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 請求先	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第46条	番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一の59の項	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部市政相談課 電話番号0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総合政策部広報広聴課 電話番号0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	IV リスク対策 8 監査 実施の有無	[○]自己点検 [○]内部監査	[○]自己点検	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年1月27日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一の59の項	番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表の85の項	事後	法令改正によるもの
令和7年1月27日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	生活環境部保険年金課 総務部収納課	保健子ども部保険年金課 総務部収納課	事後	組織変更によるもの
令和7年1月27日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総合政策部広報広聴課 電話番号0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部くらし安全課 電話番号0835-25-2194	事後	組織変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部保険年金課 電話番号0835-25-2312 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総務部収納課 電話番号0835-25-2166	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市保健子ども部保険年金課 電話番号0835-25-2312 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総務部収納課 電話番号0835-25-2166	事後	組織変更によるもの
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再 実施によるもの
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再 実施によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	[十分である]	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、 住基ネット照会によりマイナンバーを取得する のではなく、申請者からマイナンバーの提供を 受け、その上で記載されたマイナンバーの真正 性確認を行っている。また、特定個人情報の取 扱いに関して手作業が介在するが、複数人で の確認を行うようにしており、人為的ミスが発 生するリスクへの対策は十分と考えられる。	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 最も優先度が高いと考えられ る対策	—	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	[十分である]	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、e-ラーニングによる教育研修を実施している。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施していることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの